

1. 件名：日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング（90）

2. 日時：令和3年5月17日（月）9時45分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間核燃料施設審査部門付、古作企画調査官、金岡上席安全審査官、

菅生主任安全審査官、松田安全審査官、田尻安全審査官、

大塚安全審査専門職

日本原燃株式会社

開発設計部長、他10名

5. 要旨：

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）の廃棄物埋設事業変更許可申請について、令和3年4月22日及び5月10日に受理した廃棄物埋設事業変更許可申請の一部補正の内容について確認するとともに、再補正の方針について以下のやり取りを行った。

(1) 原燃から、前回5月12日のヒアリングを踏まえて、新たに記載する事項と既許可の内容の記載の程度感の違いへの対応状況について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下のコメントを行った。

- 補正申請の「三、変更の内容」について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の2第3項第3号、第4号及び第5号に係る記載事項は、記載事項ごとに必要に応じて各廃棄物埋設施設で書き分けること。また、同項第7号に係る記載事項については、1号、2号及び3号廃棄物埋設施設に共通する事項であり、各廃棄物埋設施設で書き分けずに記載すること。
- 既許可の内容の記載については、既許可の申請書本文の記載にとらわれず、添付書類での記載等も含めて、新たに記載する事項との関係性が明確になるよう適正化を行うこと。
- 濃縮施設と共用する施設の記載については、濃縮事業変更許可申請書の記載と整合を図って整理すること。
- 申請書の記載については、再処理施設等での整理方針を踏まえて整理し、特に「廃棄物埋設施設の一般構造」においては許可基準規則との対応関係を念頭において不足のないように整理すること。

(3) 原燃から、今回のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

なし